

議案第7号

西脇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定  
について

西脇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月25日

西脇市長 片山象三

(理由)

地方税法及び国民健康保険法施行令の改正に伴う所要の改正並びに国民健康保険税額の改正による受益者負担の適正化及び国民健康保険の安定的な運営を図るため。

西脇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

西脇市国民健康保険税条例（平成17年西脇市条例第107号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.74</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>29,100円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する月までの属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第10条及び第28条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.34</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>27,600円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する月までの属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第10条及び第28条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被</p>	

する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第10条及び第28条第1項において同じ。)以外の世帯 19,000円

(2) 特定世帯 9,500円

(3) 特定継続世帯 14,250円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第7条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.67を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について11,200円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)  
第10条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,300円

(2) 特定世帯 3,650円

(3) 特定継続世帯 5,475円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.64を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第13条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について13,600円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第14条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について 6,800円とする。

(国民健康保険税の減額)

第28条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所屬者(以下この条において「納税義務者等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者)に限る。)をいう。以下こ

被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第10条及び第28条において同じ。)以外の世帯 20,900円

(2) 特定世帯 10,450円

(3) 特定継続世帯 15,675円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第9条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.74を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について11,100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)  
第10条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,700円

(2) 特定世帯 3,850円

(3) 特定継続世帯 5,775円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.47を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第13条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について12,900円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第14条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について 6,500円とする。

(国民健康保険税の減額)

第28条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所屬者(以下この条において「納税義務者等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者)に限る。)をいう。以下この号におい

の号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等控除額を受けたる者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超え、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者)をい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合において、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について20,370円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,300円

② 特定世帯 6,650円

③ 特定継続世帯 9,975円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について7,840円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,110円

② 特定世帯 2,555円

③ 特定継続世帯 3,832円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について9,520円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について4,760円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合)にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について14,550円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,500円

② 特定世帯 4,750円

③ 特定継続世帯 7,125円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均

と同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額を受けたる者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超え、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者)をい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合において、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について19,320円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,630円

② 特定世帯 7,315円

③ 特定継続世帯 10,972円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について7,770円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,390円

② 特定世帯 2,695円

③ 特定継続世帯 4,042円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について9,030円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について4,550円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合)にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について13,800円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,450円

② 特定世帯 5,225円

③ 特定継続世帯 7,837円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均

等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,550円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,850円

② 特定世帯 1,925円

③ 特定継続世帯 2,887円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,450円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,250円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円 (納税義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合) において、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前2号に該当する者を除く。) 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,520円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,180円

② 特定世帯 2,090円

③ 特定継続世帯 3,135円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,220円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,540円

② 特定世帯 770円

③ 特定継続世帯 1,155円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,580円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,300円

(新設)

等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,600円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,650円

② 特定世帯 1,825円

③ 特定継続世帯 2,737円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,800円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,400円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円 (納税義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合) において、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前2号に該当する者を除く。) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,820円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,800円

② 特定世帯 1,900円

③ 特定継続世帯 2,850円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,240円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,460円

② 特定世帯 730円

③ 特定継続世帯 1,095円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,720円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,360円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者 (以下「未就学児」という。) がある場合における当該納税義務者に対し課する被保険者均等割額 (当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額 (前項に規定する金額を減額するものとした場合) においては、その減額後の被保険者均等割額) に限る。) は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げ

る世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,365円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,275円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 11,640円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 14,550円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,680円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,800円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,480円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,600円

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第28条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等）をいう。第30条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第28条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条において規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）」及び」とする。

附 則

1 ～3 (略)

4 (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第28条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合は、第3条、第7条、第11条及び第28条第1項の規定の適用については、第3条第1項中

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第28条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等）をいう。第30条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第28条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条において規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）」

附 則

1 ～3 (略)

4 (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第28条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合は、第3条、第7条、第11条及び第28条第1項中

「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とあり、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第28条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)  
6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合は、第3条、第7条、第11条及び第28条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第28条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)  
8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合は、第3条、第7条、第11条及び第28条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第28条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)  
9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合は、第3条、第7条、第11条及び第28条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中

「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第28条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)  
6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合は、第3条、第7条、第11条及び第28条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第28条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)  
8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合は、第3条、第7条、第11条及び第28条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第28条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)  
9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合は、第3条、第7条、第11条及び第28条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は

「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又はは法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第28条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所屬者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合は、第3条、第7条、第11条及び第28条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「若しくは山林所得金額又はは法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第28条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

11 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)  
世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所屬者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合は、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「若しくは山林所得金額又はは法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第28条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

12 (特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)  
世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所屬者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合は、第3条、第7条、第11条及び第28条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第28条第1項において「特例適用利子等の額」という。))の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又はは特例適用利子等の額」と、第28条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又はは法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第28条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所屬者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合は、第3条、第7条、第11条及び第28条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「若しくは山林所得金額又はは法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第28条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

11 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)  
世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所屬者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合は、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「若しくは山林所得金額又はは法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第28条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

12 (特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)  
世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所屬者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合は、第3条、第7条、第11条及び第28条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第28条第1項において「特例適用利子等の額」という。))の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又はは特例適用利子等の額」と、第28条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。



13 (特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)  
世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯  
所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関  
する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定す  
る特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子  
所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び  
第28条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計  
額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対  
する相互主義による所得税等に関する法律第8条第4項（同法第12  
条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適  
用配当等の額（以下この条及び第28条第1項において「特例適用配当等の額」  
という。）の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計  
額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、  
同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特  
例適用配当等の額」と、第28条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所  
得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

13 (特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)  
世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯  
所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関  
する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定す  
る特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子  
所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び  
第28条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計  
額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対  
する相互主義による所得税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6  
項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当  
等の額（以下この条及び第28条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の  
合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは  
「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中  
「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等  
の額」と、第28条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適  
用配当等の額」とする。

14 (条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)  
世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯  
所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に  
関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）  
第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子所得、配当所得、  
譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条  
及び第28条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金  
額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等  
の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44  
年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10  
項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項と、  
「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条  
約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計  
額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得  
金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子  
等の額」と、第28条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得  
金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利  
子等の額」とする。

14 (条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)  
世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯  
所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に  
関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）  
第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子所得、配当所得、  
譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条  
及び第28条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金  
額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等  
の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律  
第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規  
定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山  
林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施  
特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、  
同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租  
税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、  
第28条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約  
等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

15 (条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)  
世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯  
所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当  
等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、  
第11条及び第28条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林  
所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税  
条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律  
（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2  
の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」

15 (条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)  
世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯  
所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当  
等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、  
第11条及び第28条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林  
所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等  
の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44  
年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12  
項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、

と、「及び山林所得金額の合計額（「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第28条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

16～19

(略)

「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第28条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

16～19

(略)

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定（「係る」の右に「基礎課税額の」を加える部分を除く。）、第5条の改正規定（「係る」の右に「基礎課税額」を加える部分を除く。）、第6条の改正規定（「係る」の右に「基礎課税額」を加える部分を除く。）、第7条、第9条、第10条、第11条、第13条及び第14条の改正規定、第28条の改正規定（「係る」の右に「基礎課税額」を加える部分を除く。）並びに第28条の2の改正規定（「前条」を「前条第1項」に改める部分に限る。）並びに附則第4項から第6項まで及び第8項から第15項までの改正規定並びに次項の規定は、令和4年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の西脇市国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。